

Q1 なぜ申請受付を終了するのですか？

A1 本制度は、8年間の継続した取組を通して、300施設以上を認証することができました。今後は、認証制度を通じて構築された衛生管理をベースとして、各施設の特徴に応じたさらなる取組の発展に繋げていただくため、申請受付を終了する運びとなりました。

Q2 現在持っている認証書の効力はいつまでですか？

A2 現在取得している認証は、認証書に記載されている認証の期限まで有効です。
※令和3年4月以降に認証を更新した施設で、新基準に基づく審査が完了しておらず経過措置が適用されている場合、期日（令和6年3月31日）までに新基準適合の確認ができれば、認証を取り消されることとなります。

Q3 現在旧基準の認証を持っていますが、令和6年4月以降が期限です。この認証の更新申請はできないということですか？

A3 ①令和6年4月～5月が期限の場合、更新申請は可能です。
②令和6年6月以降が期限の場合、更新申請の時期が令和6年4月以降となるため、申請を受け付けることができません。現在お持ちの認証は更新できませんが、別途令和6年3月までに新規の申請を行い、認証された場合は、令和11年3月末日までの認証を得ることが可能です。

Q4 認証を維持しない場合、法令違反とみなされるのですか？罰則などはありますか？

A4 現在は食品衛生法により「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されていますが、これは認証や承認の取得を義務づけるものではありません。そのため、認証を維持しないことへの罰則等はありません。

Q5 県版HACCP認証を得るために始めた取組みは今後どうすればよいですか？

A5 認証の期限を迎えるまでは、自ら認証を辞退しない限りは認証施設として扱われますので、認証を受けた取組を継続し、定期的にルールや運用状況の見直し・改善を行ってください。
なお、現在は食品衛生法により「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されており、県版HACCP認証よりも取組内容が簡単な手引書も作成されています。各施設において必要な取組を選択してください。
※認証を受けた衛生管理の取組を行わなくなった場合には、認証を辞退いただく必要があります。

Q6 食品衛生法の「HACCPに沿った衛生管理」と県版HACCP認証の違いは何ですか？

A6 どちらも、HACCPの考え方に沿って取組を求めていることは共通しています。食品衛生法では「取組」を求めており、県版HACCP認証のような「認証取得」を求めてはいません。

A6 ①食品衛生法 HACCPに沿った衛生管理
・法令で定められた基準に沿って、事業者自らが衛生管理計画をたてて取り組むもの。
・原則全ての食品等事業者が対象。
・小規模な事業者等の場合は、国が確認した業種別手引書を活用した取組も可能。
・認証や承認を得ることは、要件となっていない。

②県版HACCP認証
・高知県が独自に定めた認証基準を満たす取組を実施している事業者を認証するもの。
・認証を希望する事業者が任意で取り組むもの。
・認証基準は食品衛生法がベースであるが、法律で取得が義務づけられているものではない。

高知県薬務衛生課ホームページでは、さらに詳細な情報やQ&A等を掲載しています。

●令和6年度からの「高知県食品総合衛生管理認証制度」について
URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/r6haccp.html>
(右のQRコードからも閲覧できます)

